

◎新潟県告示第130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成28年1月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 日時

平成28年2月16日（火）午後7時00分から

2 場所

五泉市太田1092番地1

五泉市福祉会館 3階 大会議室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

(2) 申請地

五泉市粟島675番地他

(3) 主要用途

集会場

(4) 構造・規模

会議室棟

鉄骨造 地上3階建て

建築面積 889.78平方メートル

延べ面積 1,882.33平方メートル

市民会館正面階段棟

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建て

建築面積 237.81平方メートル

延べ面積 64.13平方メートル